**口座振込（前納）用**

（一財）静岡市環境公社

　静岡市葵区産女９５３番地

ＴＥＬ　２７８－８１６１

ＦＡＸ　２７８－８９３２

※市指定事業所用ごみ袋を使用して排出できるごみの種類は、

「一般廃棄物」及び、市条例で定める一部の産業廃棄物のうち、

紙くず、木くず、繊維くず及びこれらに係る燃え殻のみです。

様式第２号その１（第５条、第６条関係）

|  |
| --- |
| 事業活動に伴う一般廃棄物（産業廃棄物）処理方法承認申請書（宛先）静岡市長　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）申請者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号次の廃棄物の処理方法について、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第12条第１項（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第６条第１項）の規定による承認を受けたいので、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第５条第１項（同条第２項）の規定により申請します。 |
| 事業の種類 | 　 |
| 廃棄物の種類 | 　 |
| 市が収集、運搬及び処分する方法の場合 | １箇月の平均排出量 | kg |
| 指定販売所で購入する容器の数 | ※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個 |
| 事業者が市の処理施設に運搬する方法の場合 | 運搬する処理施設（○で囲むこと。） | 西ヶ谷清掃工場 | 沼上清掃工場 | 沼上最終処分場 |
| 搬入時間 | （平日）８：30～12：00　 13：30～16：00（土） ８：30～12：00 |
| 搬入量 | ※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　kg |
| 手数料等の額 | ※　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

（注）

　　１　※印欄は、記入しないこと。

２　土曜日は、不燃粗大ごみを搬入しないこと。

　　３　処理できない廃棄物等を搬入した場合は、持ち帰ること。